

問 題 司法書士法務一郎は、平成 28 年 1 月 20 日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、別紙 1 から 3 の書類の交付を受け、別紙 4 のとおり事情を聴取しその他の必要書類の交付を受けた。司法書士法務一郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、東京商事株式会社の代表取締役は必要な登記申請書の作成及び登記申請の代理を司法書士法務一郎に依頼した。司法書士法務一郎が当該依頼に基づいて本店の所在地において登記の申請をする際の、登記所に提出する申請書に記載すべき事項のうち必要事項を答案用紙第 1 欄に記載しなさい。

また、平成 28 年 1 月 20 日の依頼に基づく登記完了後、司法書士法務一郎は、平成 28 年 2 月 10 日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表取締役から、同日交付を受けた東京商事株式会社の登記事項証明書及び別紙 5 及び 6 の書類の交付を受け、別紙 7 のとおり事情を聴取しその他の必要書類の交付を受けた。司法書士法務一郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、東京商事株式会社の代表取締役は必要な登記申請書の作成及び登記申請の代理を司法書士法務一郎に依頼した。司法書士法務一郎が当該依頼に基づいて本店の所在地において登記の申請をする際の、登記所に提出する申請書に記載すべき事項のうち必要事項を答案用紙第 2 欄に記載しなさい。

(答案作成上の注意事項)

- 1 東京商事株式会社においては、明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。
- 2 別紙中、(中略)、(省略)又は(以下省略)と記載されている部分は、有効な記載があるものとする。
- 3 登記の申請書に添付すべき書面は、問題文に特段の記載がない限り、すべて整えられており、議事録には、所要の記名押印がされているものとする。
- 4 登記の申請書に添付すべき書面について他の書面を援用することができることが明らかなきときは、これを援用しなければならない。
- 5 登記の申請書に添付を要しない書面については、解答欄に記載してはならない。
- 6 東京商事株式会社では代表取締役として選定される者は選定とあわせて登記所に印鑑を提出しているものとする。

別紙 1

登記事項証明書の内容の抜粋

会社法人等番号	0100-01-000365
商号	東京商事株式会社
本店	東京都千代田区西神田二丁目2番2号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成26年4月1日
目的	1 OA器機の販売 2 前号に付帯する一切の事業
発行可能株式総数	400株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株 82株 平成27年6月12日変更
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない
役員に関する事項	取締役 甲野一郎 取締役 乙野次郎 取締役 丙野三郎 取締役 丁野四郎 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 代表取締役 乙野次郎 東京都新宿区高田馬場三丁目3番3号 代表取締役 甲野一郎 平成27年12月12日就任 <u>監査役 山崎進</u> 平成27年9月1日死亡 監査役 赤橋花子 平成27年9月12日就任 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある
支店	1 東京都新宿区西新宿四丁目4番4号
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立

別紙 2

平成 28 年 1 月 4 日取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

第 1 号議案 株式分割の件

議長は、下記の通り株式の分割をしたい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

- 1 株式の分割により増加する株式の分割前の発行済株式に対する割合 0.4
- 2 基準日 平成 28 年 1 月 19 日
- 3 株式の分割がその効力を生じる日 平成 28 年 1 月 19 日

第 2 号議案 代表取締役の退任及び選定の件

議長は、取締役乙野次郎が発言を求めたのでこれを許したところ、乙野次郎は体調不良により本日代表取締役を辞任する旨の申し出をした。出席者全員がこれを了承した。

また、議長は後任の代表取締役を選定することを諮ったところ、出席取締役全員の一致をもって、次のとおり選定した。

なお、被選定者は、その就任を承諾した。

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
代表取締役 丙野三郎

別紙 3

平成 28 年 1 月 10 日臨時株主総会の議事概要

株主総数	4 名
議決権を有する株主数	4 名
その議決権数	82 個
議決権を有する出席株主	3 名
その有する議決権数	72 個

第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、下記の通り発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の定めを定款第 20 条の 2 として設けたい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

定款第 20 条の 2（発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）

当会社は、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式を発行する。

- 2 普通株式の発行可能種類株式総数は 300 株、第一種優先株式の発行可能種類株式総数は 50 株、第二種優先株式の発行可能種類株式総数は 50 株とする。
- 3 第一種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年 5000 円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。
- 4 第二種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年 5000 円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。

第 2 号議案 定款一部変更の件

議長は、定款第 20 条の株式譲渡制限の定めを下記のように変更したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

定款第 20 条（株式の譲渡制限）

当会社の第一種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

- 2 当会社の第一種優先株式を当会社の株主が譲渡により取得する場合には、当会社の承認があったものとみなす。
- 3 第 1 項の承認は取締役会の決議によってする。

第 3 号議案 定款変更の件

議長は、定款第 32 条 2 項の監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めを廃止したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

別紙 4

司法書士の聴取記録

- 1 平成 28 年 1 月 4 日における東京商事株式会社の株主及びその有する株式数は次の通りである。

甲野一郎	41 株
甲野花子	21 株
甲野与吉	10 株
甲野玲子	10 株
- 2 別紙 2 にかかる取締役会には取締役及び監査役が全員出席し、その終了後直ちに取締役会議事録が作成され、出席者全員が署名した。甲野一郎については署名のほか登記所届出印が押印されている。
- 3 別紙 2 第 2 号議案に関して、取締役会終了後、乙野次郎からは辞任届、丙野三郎からは就任承諾書が提出された。これらの書面には、同人らの氏名及び住所の記載があり署名押印（市区町村登録印）がされている。
- 4 別紙 3 にかかる株主総会は、甲野一郎が議長を務め取締役全員が出席した。当該株主総会終了後直ちにその議事録が作成され、議長並びに出席取締役が署名した。
- 5 東京商事株式会社は、平成 27 年 12 月 12 日に、代表取締役の員数を 2 名とする旨の定款変更決議を行った。
- 6 東京商事株式会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

別紙 5

平成 28 年 2 月 5 日臨時株主総会の議事概要

(議決権を有する株主全員出席)

第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、下記の通り定款第 20 条の株式譲渡制限の定めを下記のように変更したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

定款第 20 条 (株式の譲渡制限)

当会社の第一種優先株式及び第二種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

- 2 当会社の第一種優先株式を当会社の株主が譲渡により取得する場合には、当会社の承認があったものとみなす。
- 3 第 1 項の承認は取締役会の決議によってする。

第 2 号議案 定款一部変更の件

議長は、下記の通り発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の定めである定款第 20 条の 2 を変更したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

定款第 20 条の 2 (発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

当会社は、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式を発行する。

- 2 普通株式の発行可能種類株式総数は 300 株、第一種優先株式の発行可能種類株式総数は 50 株、第二種優先株式の発行可能種類株式総数は 50 株とする。
- 3 第一種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年 5000 円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。
- 4 第二種優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち年 5000 円を超えない範囲内で株主総会の決議で定める額の剰余金の配当を受けるものとする。
- 5 普通株式を有する株主により構成される種類株主総会においては、取締役を 4 名選任できる。第一種優先株式を有する株主により構成される種類株主総会及び第二種優先株式を有する株主により構成される種類株主総会においては、取締役を選任することができない。

第 3 号議案 第一種優先株式の優先配当額の件

議長は、来月第一種優先株式を発行する予定である旨を述べ、その優先配当額を金 5000 円としたい旨を述べ、その可否を諮ったところ、全員異議なく承認した。

第4号議案 監査役選任の件

議長は、監査役赤橋花子が死亡した旨を報告し、その後任者を選任する必要がある旨を述べたところ、議場より当会社の子会社である新宿商事株式会社の取締役である白田雪子を推す旨の発言があり、その選任の可否を議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

白田雪子は直ちに監査役への就任を承諾した。

(以下省略)

別紙 6

平成 28 年 2 月 6 日取締役会の議事概要

丙野三郎を除く取締役及び監査役全員出席

第 1 号議案 代表取締役の解職の件

議長は、先月丙野三郎を代表取締役として選定したが、同人はその職務に耐え得ないことが明らかになったことから、同人につき代表取締役の職を解きたい旨を諮ったところ、出席取締役全員がこれを承認した。

第 2 号議案 代表取締役の選定の件

議長は、代表取締役を選定したい旨を述べ、その可否を諮ったところ、出席取締役の全員一致をもって、次のとおり選定した。

なお、被選定者は、直ちに就任を承諾した。

東京都新宿区本塩町四丁目 4 番 4 号

代表取締役 丁野四郎

別紙 7

司法書士の聴取記録

- 1 別紙 5 にかかる株主総会は、甲野一郎が議長を務め取締役全員が出席した。当該株主総会終了後直ちにその議事録が作成され、議長並びに出席取締役が署名した。
- 2 平成 28 年 1 月 27 日に監査役赤橋花子が死亡した旨の届出書が、同人の家族から同月 31 日に会社に提出された。
- 3 別紙 5 第 4 号議案に関して、白田雪子から決議後就任承諾書が提出された。当該就任承諾書には、白田雪子の氏名及び住所の記載があり同人の署名がある。また、白田雪子は平成 28 年 2 月 6 日に新宿商事株式会社の取締役を辞任した。
- 4 別紙 6 にかかる取締役会は、甲野一郎が議長を務め取締役全員が出席した。当該取締役会終了後直ちにその議事録が作成され、出席者全員が署名押印（甲野一郎は登記所届出印、他の者は市区町村登録印）した。
- 5 別紙 6 第 2 号議案に関して、丁野四郎から決議後就任承諾書が提出された。当該就任承諾書には、丁野四郎の氏名及び住所の記載があり同人の署名がある。